

令和5年5月臨時会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和5年5月23日（火） 開会 午後4時42分
閉会 午後5時45分

場所 第2委員会室

出席委員 渡辺大委員長

柿沼貴志副委員長

渡辺聡一郎委員、木下博信委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、

小谷野五雄委員、小川寿士委員、辻浩司委員、戸野部直乃委員、八子朋弘委員、

城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]

金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、藤岡麻里地域包括ケア局長、

岩崎寿美子少子化対策局長、鈴木康之福祉政策課長、

佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、

播磨高志高齢者福祉課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、

鈴木淳子障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、

菊池陽吾こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、

岩崎寿美子少子対策局長、横田淳一健康政策局長、縄田敬子医療政策局長、

藤岡麻里地域包括ケア局長、川南勝彦参事兼感染症対策幹、

加藤孝之保健医療政策課長、橋谷田元参事兼生活衛生課長、

谷口良行医療政策幹、岸幹夫ワクチン対策幹、

山口隆司感染症対策課長、高橋良治感染症対策課政策幹、

今井隆元感染症対策課政策幹、黒澤努国保医療課長、山口達也医療整備課長、

千野正弘医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、

坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第77号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

小久保委員

- 1 子育て支援生活支援特別給付金について、給付対象者が三つに分けられるとの説明があった。すなわち、一つ目が令和5年3月分の児童扶養手当受給者、二つ目が公的年金等を受けており児童扶養手当の支給を受けない方、三つ目が直近の収入が児童扶養手当の数字に下がった方、いわゆる家計急変世帯である。その中で、特に令和5年3月の児童扶養手当受給者の方はプッシュ型で支給されるが、一方、公的年金等を受けているため、児童扶養手当の支給を受けていない方については、要申請となっているのはなぜか。公的年金の受給についてはマイナンバーで管理されているにもかかわらず、なぜ申請が必要なのか。
- 2 この特別給付金は対象人数が5,641人と限られている。確実に手元に届くように、今後どのように県民に周知していくのか。

少子政策課長

- 1 公的年金を受けているため児童扶養手当を受けていない方が要申請になることについては、県でデータを持っていないためである。また、現状、マイナンバーについて使うことができない。そのため申請を頂くことになる。
- 2 ピンポイントで周知するのは困難であるが、各種相談会や、市町村にも依頼し、ホームページ・広報誌を活用し、なるべく支給できるように取り組んでいく。

小久保委員

- 1 夏休み期間の子供の食を確保する事業、子供の居場所づくり拡大支援事業について伺う。この事業は子供の居場所等への活動支援を通じて、給食が提供されない夏休み期間に限り、家庭における子供の食事を確保するため、レトルトカレーやパックご飯を提供するものである。昨年同様300,000個を提供するという個数について、積算根拠は何か。
- 2 給食が提供されない夏休み期間中の食事確保を目的とするなら、週2回で足りるのか。平日であれば残りの3食はどこかで支給される当てがあるのか。

少子政策課長

- 1 300,000食は、昨年度と同様の数量である。前回513か所に配布した。現在子供の居場所は520か所であり、おおむねこの数値で妥当だと考えている。昨年度配布した市町村社会福祉協議会に聞いたところ、過不足なかったとのことである。
- 2 週2回配布については、このカレーを活用し、1日でも多く子供の居場所の活動が促進されることを期待している。

小久保委員

子供の居場所等について県では昨年度補正予算で300,000食を8,100万円かけて提供している。その分配量の内訳について、今回福祉部では需要者側から聞いたとしているが、フィードバックを行った上で300,000食を提供するとした理解でよいのか。また、実際300,000食で足りたのか。施設によって余剰が生じる、在庫が無くなるということもあり得ると思うが、今年度の分配については結果のフィードバックを踏

襲しているという理解でよいのか。

少子政策課長

県が把握している数値は団体からもらったアンケートの結果である。配った先の確認までは行っていない。

小久保委員

そもそもこの事業が開始された経緯は、夏休み中に食事の量が減り、体重が減少してしまう子供がいるということが要因として挙げられると聞いている。昨年度の県全体の2学期の身体測定の結果を確認して、体重が減少した子供の割合が減ったかどうかについて福祉部として確認しているのか。事業の効果があれば事業の継続が望ましいし、効果が見えないのであれば今後更に支援を行うべきではないかと考えるが、どうか。

少子政策課長

当事業の効果を検証するために、体重の測定は行っていない。学校全体にカレーを配る計画になると300,000食では足りない。困難を抱える子供たちにピンポイントで届けるのは難しいが、地域のボランティアを中心とした子供たちに対する大きな取組と考えている。体重が減少するのは報道等で目にすることはあるが、それを今回の子供たちに当てはめて確認するのはなかなか厳しい。また、貧困を強調しすぎると逆にどんどん潜在化することにもつながるため、大きく緩やかな取組として子供たちを包み込む、そのような取組と考えている。

小久保委員

昨年度の補正と今年度の補正で累計約3億円を投じており、エビデンスをしっかりと共有するべきである。この事業目的である生活困窮世帯の子供にこの食事の量が確実に届き、体重の減少を最小限に食い止めるのがこの事業の狙いだと思う。この事業について成果があったのか、もしくは不十分であるのか、検証を行う必要があると思う。今後の委員会において報告を求めたいと思うが、どうか。

少子政策課長

子供の体重増加という1点に捕らわれてしまうと、週2回の食の提供では体重の増加は考えづらい。どういうものを結果としてこの委員会で報告できるか検討をする。

辻委員

- 1 夏休み期間中の子供の食事の関係について伺う。この事業の効果をどこに置くのかが非常に重要である。子供の栄養不足を補うという意味においては、絶対量としては足りないと思う。子ども食堂は週に1回や月に1回くらいしか実施していないが、食事を提供することを通じて、課題のある子供や家庭にアプローチをするきっかけを作るという性格もあるのではないかと。そう考えると、栄養補給以外にも、食品を届けることで、そうした子供たちの発見や家庭への介入につながるきっかけ作りにもしてもらえばよいのではないかとと思うが、この事業にそうした側面があるのか。
- 2 子供の居場所づくりの関係で、地域ネットワークの構築のために、動画作成、交流イベントや人材発掘をするとのことだが、団体はボランティアでできる業務量を超えてやっている現状がある。人件費等にもこの事業は使えるのか。

少子政策課長

- 1 夏休みの食事の関係の効果は、昨年度513か所に300,000食を2回に分けて提供したところだが、カレーを子供たちに提供しただけでなく、その場でカレーを食べる楽しい思い出を作ることができたという報告を受けている。また、参加団体に行ったアンケート結果では、約4割がこの事業を契機に子ども食堂の開催回数を増やすことができた。また、「コロナ禍で活動を断念せざるを得ない中で、新たな活動が実施できた」、「地域における子供の見守り体制の強化に有効だった」という声もあった。
- 2 この事業はネットワークの立ち上げに係る経費の補助であり、人件費は想定していない。子供の居場所の活動を一過性で終わらせない地域の居場所として継続的に運営することが必要だと考えている。運営団体の自立性を生かしていきたいという趣旨である。

辻委員

- 1 食事提供の事業は、事業の目的をはっきりさせた方がよいと思う。ご飯が食べられていない子供に週2回レトルト食品を渡しても、栄養補給にはならない。一方で、そのことを通じて、色々な交流が生まれる、子供たちの困難な状況に介入するきっかけになることがあれば、週2食でも効果はあると思われる。その意味でこの事業の目的を明確にした方がよいと思うが、目的をどのように考えているのか。
- 2 子供の居場所づくりについて人件費には使えないということだが、実際に運営している団体からのニーズや声を踏まえての考えでよいのか。

少子政策課長

- 1 夏休み期間の子供の食を確保することが大前提だが、地域における大きな温かい取組の中で潜在化している貧困層の方々の空腹を1回でも満たすことができればよいと考える。
- 2 この事業を行うに当たり、団体から人件費のニーズについては聞いていない。人件費に補助金を投入すると、団体の自主性・自立性が阻害されるのではないかと、補助金が途切れた際には立ち行かなくなってしまうのではないかと懸念がある。その上で、県としては各種助成があるため、それらを紹介している。今回の事業の中で、民間とのマッチングを提案しているが、市町村のネットワークの中で、支援をしたい企業と団体をつなぎ、ネットワークの中で支援が行われるような仕組みを構築できるようにしていく。

戸野部委員

夏休み期間の子供の食を確保するための緊急支援事業について、現在520か所の子供の居場所があるとのことだが、各団体の開催状況をどのように把握しているのか。また、1週間で2食ということについて、各団体の開催状況に合わせた配布ができるのか。あわせて、子供の居場所づくり拡大への支援強化について、子供の居場所数の設置の数値的な目標はあるのか。また、現在支援している農家や企業はどの程度あるのか。

少子政策課長

子供の居場所数は、令和6年度末までに800か所と目標としている。そのためには、令和4年度から6年度の3年間で、おおむね90から100ずつ増やしていきたいと考えている。また、子供の居場所の運営状況については、しっかりとしたデータは把握していないが、アンケートによると、開催頻度は月に1回が大半で、中には毎週開催している団

体もある。このカレーの支援を行ったことで、夏休み期間に限り、前回は4割くらいの団体が1回以上、開催回数が増えたと聞いている。引き続き、令和6年度800か所に向けて、取り組んでいく。

戸野部委員

それぞれの開催状況に合わせてしっかり把握をしながら、今後必要数の準備をしていただきたい。また、団体によって配布量に差が出ないように実施してもらいたいと感じているが、どのように考えているのか。

少子政策課長

昨年度は、県が指定する場所に団体を取りに来てもらうことで配布していたが、今年度は、団体の希望場所に配送する方法を考えている。また、その他の状況把握についても、しっかりと受け止めさせていただく。

城下委員

- 1 夏休み期間の子供の食を確保するための緊急支援事業について、昨年度に実施した中で大きな課題はあったのか。また、団体へのアンケートでは、品目や対象人数などについての要望はあったのか。
- 2 子供の居場所づくり拡大への支援強化について、目標である800か所に向けて、早急に1学校区に1か所ぐらいつくるべきと考えている。先ほど3年間で100か所くらいは増やせるという答弁があったが、その見通しはいかがか。また、利用料などについては、どのように考えているのか。
- 3 福祉施設の支援について、今回、総額で約70億円とのことである。この事業でカバーされた割合はどのように把握しているのか。また、今回の事業内容等の変更点はあるのか。

少子政策課長

- 1 アンケート結果については、おおむね好意的な意見であった。強いて挙げれば、レトルト食品が1種類であったこと、活動日以外に指定の場所まで取りに来てもらったことが課題である。
- 2 令和4年度の数値はこれから調査をするが、活動団体からは新しい子供の居場所の開設は鈍化していると聞いている。本パッケージ事業は、開設に向けた総合的な支援として実施したいと考えており、令和6年度に向けて800か所の開設を目指していく。なお、各子ども食堂の利用人数については、30人から100人程度が多いと聞いているが、個別の数字は把握していない。利用料は、無料または100円程度のところが多いと聞いている。

高齢者福祉課長

- 3 カバーされた割合について、高齢者施設では、入所系、通所系、訪問系事業所の年間の光熱費等の使用金額を国の統計調査などから推計し、これに伸び率を掛けて、6か月相当分の補助金額を算定したものである。カバー率の把握は難しいが、考え方としては積算上、できるだけ100パーセントに近づけられるよう対応している。また、今回の支援内容の変更点としては、電気代の補助については、低圧電気を対象外としている。その理由は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、低圧電気の料金単価は

上昇率が抑えられているためである。

城下委員

- 1 今回の配布対象となる子供の対象は何人か。また、利用料について、無料か100円との答弁であったが、それは各団体で判断していくという理解でよいのか。
- 2 低圧電気は対象外とのことだが、できるだけ100パーセントに近づけたいという答弁もあったが、調べてみると実際は50パーセントや45パーセントのカバー率だった所もある。低圧電気利用者が圧倒的に多いと考えるが、県として独自の支援は検討したのか。

少子政策課長

- 1 カレーの提供人数については、25,000人を想定している。また、利用料については、無料または廉価な価格での提供でお願いしたいという気持ちはあるが、この子供の居場所の活動自体がボランティアで行っている自主・自立の活動であるため、各団体の判断に任せている。

高齢者福祉課長

- 2 今回の支援策は、依然として物価高騰前の水準までは下がっていない都市ガスや高止まりの状況が続いている高圧電気、LPガスなどを対象としている。物価全般にわたる高騰に伴う影響額については、介護報酬で運営されている施設であるため、本来、介護報酬で全国一律に措置されるべきである。このため、機会を捉えて国に働き掛けていく。

城下委員

昨年度も実施している事業であるが、各施設や事業者等からの要望は、その後は出されているのか。

高齢者福祉課長

高齢者施設等の団体を通じ、介護報酬により経営する介護事業所等においては価格転嫁が難しく、経営に大きな影響が生じているということで、緊急的な支援をお願いしたいという要望を頂いている。

【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

木下委員

医療提供施設光熱費高騰対策支援事業について、病院等ではガス契約により単価が分けられていないが、無床診療所等はガス契約により単価が分けられている。なぜ、大規模な所とそれ以外の所で単価の設定の仕方が違うのか。

保健医療政策課長

特別高圧電力を使う病院は、大量の電気を使うため、サンプル調査の結果、都市ガス契約の病院とLPガス契約の病院との間で光熱費上昇率に有意な差が見られなかったため、ガス契約による単価の差を設けていない。また、入院以外の施設の補助単価については、物価上昇前の令和3年8月から令和4年1月までの6か月平均の光熱費に、エネルギー種別ごとの物価上昇率を乗じ、それを6か月分として算出している。この物価の上昇率はエ

エネルギー種別ごとに小売物価統計調査やサンプル調査から算出している。ガスについてはこの国の統計調査を元にしており、都市ガスは28.8パーセントの伸び率、LPガスは8.5パーセントの伸び率となっており、ここに差がある。都市ガスには今年の1月使用分からエネルギー事業者への支援が入っているところであるが、依然としてこうした上昇率があり、この上昇率の差が単価の差となっている。

なお、本補正予算のほか、LPガス使用料金に関する補助を、1消費者当たり2,500円を実施するための補正予算案が危機管理防災部から本臨時会に提出されており、この部分については重複しないように当該値引き分を考慮した補助単価としているため、価格差が出ている。

日下部委員

医療提供施設光熱費高騰対策支援事業について、こういう支援金は近隣自治体との差が問題になると思う。国のメニューは統一のものようだが、価格はそれなりに違うようである。千葉県は昨年度と変わらず、東京都は今回少し複雑になっており、神奈川県は安くなっている。埼玉県の支援額は近隣自治体と比べどう捉えているのか。

保健医療政策課長

関東近県においては、いずれも光熱費等に対する補助を実施予定であるが、近隣自治体と比較してみても、本県の支援の単価は十分な額であると考えている。本県にてサンプル調査を行ったところ、国の支援対象である高圧電力と都市ガスについても、依然として料金が高騰していることが判明し、このため県としても医療提供施設が受ける光熱費高騰の影響を、より正確に把握してこれを緩和することが必要と考えたため、きめ細かな単価を設定したところである。

日下部委員

この支援額は、近隣自治体と比べ遜色ないと考えているということによいのか。

保健医療政策課長

そのように考えている。

城下委員

- 1 医療提供施設光熱費高騰対策支援事業について、前年の実績はいかがか。また、前回と比べどのような変更があるのか。
- 2 施設から要望は出されているのか。また、対象となる施設数は幾つか。

保健医療政策課長

- 1 令和4年12月定例会の補正予算で承認いただいた支援金の申請率は、病院は96.2パーセント、無床診療所は88.8パーセント、調剤薬局は96.2パーセント、歯科診療所は95パーセント、施術所は68パーセントであり、医療提供施設のニーズが高く効果的な支援であった。今回の事業内容も、医療法に定める医療提供施設を対象として、光熱費等の物価高騰の状況を踏まえ、その影響を緩和するための一時支援金を支給するものである。基本的な事業スキームは変わっていないが、物価高騰の状況を踏まえ補助単価をきめ細かく設定し、実情に沿った支援策としている。
- 2 国において、今年3月に日本医師会や日本病院会など10の団体が厚生労働大臣に対

して光熱費等の物価高騰に対する支援を要望している。また、日本歯科医師会が自民党政調会長に対して物価高騰の支援を要望している。今回補助対象となる県内の医療提供施設は全体で18,244施設であると想定している。

城下委員

今回の支援は、低圧電力は支援の対象外となるのか。前回は申請率が高かったようだが、私が調べたところ、例えば所沢市民医療センターなどから状況を伺っているが、高騰に見合ったという点では、不十分な支援内容であったという意見が寄せられている。この点について、県としてどのように対応していくのか。

保健医療政策課長

低圧電力については、これまで実施された国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により、小売物価統計調査においても、高騰分がほぼ解消されているという状況にあり、伸び率でいうと0.1パーセントのプラスという状況であったので、今回の支援の対象外としている。前回の支援が不十分ではないかということについては、高騰分のうちどれぐらいカバーされているのかということが本質になると思うが、それぞれの施設により、提供される医療の内容や設置されている医療機器、使用するエネルギーの内訳、医業費用に占める光熱費の割合は全て異なっており、一概にどの程度カバーされたのかを申し上げることが難しい。今回と同じく、前回の支援も高騰している分の全てを補填するものではなく、高騰により受けた影響の一部を緩和するための措置として実施しているものであり、その点から今回も同様の支援を行う。なお、サンプル調査を実施した医療機関における平均的な病床数を元に支援額を算出すると、おおむね1,000万円程度の支援になると見ている。

【付託議案に対する討論】

なし